

2. 環境保全措置の実施状況調査

2.1 評価書記載の環境保全措置

評価書記載の環境保全措置のうち、施設の供用後に関連する環境保全措置は、表 2.1に示すとおりである。

表 2.1 (1) 評価書記載の環境保全措置

環境要素	影響要因		環境保全措置
大気質	施設の存在・供用	廃棄物運搬車両等の走行	<ul style="list-style-type: none"> ・ごみ収集車両等の運行管理を行うことにより車両の集中を避ける。 ・ごみ収集車両等の不要なアイドリングや空ぶかし、急発進・急加速等の高負荷運転の防止等、エコドライブを徹底するほか、運搬車両のハイブリッド化を推進する。 ・ごみ収集車両等の整備・点検を徹底する。
		煙突排ガスの排出	<ul style="list-style-type: none"> ・排ガスは、最新の排ガス処理技術により、法規制よりも厳しい計画目標値を満足させて排出する。 ・排ガス処理設備として、ろ過式集じん器（バグフィルター）及び消石灰等のアルカリ剤を吹き込む有害ガス除去設備、触媒脱硝設備の採用を基本とする。 ・燃焼温度、ガス滞留時間等について、関係法令等を遵守のうえダイオキシン類の発生を防止する条件を設定し、安定燃焼の確保に努めることによりダイオキシン類の発生を抑制するとともに、排ガス処理設備によりダイオキシン類を除去する。 ・ごみ質の均一化を図り適正負荷による安定した燃焼を維持することで大気汚染物質の低減に努める。 ・各設備は、定期点検を実施し、常に正常な運転を行うように維持管理を徹底する。 ・排ガスの常時監視を行うとともに、定期的な調査を実施して計画目標値を超えないように適正な管理を実施する。
騒音	施設の存在・供用	廃棄物運搬車両等の走行	<ul style="list-style-type: none"> ・廃棄物運搬車両等の走行ルートを指定する。 ・廃棄物運搬車両等の運行管理を行うことにより車両の集中を避ける。 ・廃棄物運搬車両等の不要なアイドリングや空ぶかしをしないよう徹底するほか、運搬車両のハイブリッド化を推進する。 ・廃棄物運搬車両等の整備、点検を徹底する。
		計画施設の稼働	<ul style="list-style-type: none"> ・プラント設備類を極力屋内に設置し、遮音対策に努める。また、屋外に設置する機器は、必要に応じて周辺の壁に吸音材を取り付けるなど、騒音を減少させる対策を行う。 ・給排気口、脱臭装置排気口等については、排気フード、消音ボックス等適切な防音対策を行う。 ・騒音レベルが高い一部の機器（誘引通風機及び排ガス再循環送風機）についてラギングによる対策、当該機器を設置する部屋の内壁に吸音材（グラスウール50mm）を取り付けるといった対策を講じる。 ・低騒音型の機器を採用する。
振動	施設の存在・供用	廃棄物運搬車両等の走行	<ul style="list-style-type: none"> ・廃棄物運搬車両等の走行ルートを指定する。 ・廃棄物運搬車両等の運行管理を行うことにより車両の集中を避ける。 ・廃棄物運搬車両等の整備、点検を徹底する。
		計画施設の稼働	<ul style="list-style-type: none"> ・振動の発生するおそれのある設備機器は、防振装置等による防振対策を行う。 ・低振動型の機器を採用する。

表 2.1 (2) 評価書記載の環境保全措置

環境要素	影響要因		環境保全措置
悪臭	施設の存在・供用	計画施設の稼働	<ul style="list-style-type: none"> ・ごみピット内の空気を燃焼用空気として強制的に吸引し、ごみピット内を常に負圧に保ち、臭気が漏れないようにする。また、炉内では高温で熱分解し、脱臭する。 ・ごみピットには投入扉を設け、ごみ投入時以外は閉じておく。 ・プラットホーム内の出入口にはエアカーテン及び自動扉を設置し、臭気の流出を防止する。 ・プラットホームは定期的に清掃し、悪臭の発生を防止する。
水質	施設の存在・供用	計画施設の稼働	<ul style="list-style-type: none"> ・ごみピットや灰ピットは、堅固なコンクリート構造とし、汚水の地下浸透を防止する。 ・ごみピット汚水は炉内で高温酸化処理する。 ・プラント系排水や洗車排水は場内で再利用することを基本とし、余剰水については、集落排水処理施設の受入基準を厳守のうえ、除害施設により必要な処理を行ったうえで生活系排水と合流させ、蔵田馬場集落排水処理施設に放流する。
土壌	施設の存在・供用	対象事業の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・排ガスは、最新の排ガス処理技術により、法規制よりも厳しい計画目標値を満足させて排出する。 ・排ガス処理設備として、ろ過式集じん器（バグフィルター）及び消石灰等のアルカリ剤を吹き込む有害ガス除去設備、触媒脱硝設備の採用を基本とする。また、これらに加えて活性炭吹込み設備を採用する。 ・燃焼温度、ガス滞留時間等について、ダイオキシン類の発生を防止する条件を設定し、安定燃焼の確保に努めることによりダイオキシン類の発生を抑制するとともに、排ガス処理設備によりダイオキシン類を除去する。 ・ごみ質の均一化を図り適正負荷による安定した燃焼を維持することで大気汚染物質の低減に努める。 ・各設備は、定期点検を実施し、常に正常な運転を行うように維持管理を徹底する。 ・排ガスの常時監視を行うとともに、定期的な調査を実施して計画目標値を超えないように適正な管理を実施する。
植物	工事の実施	造成工事	<ul style="list-style-type: none"> ・ホンゴウソウについては、事業による直接的な改変があるものの移植は困難な種であることから、残存する生育箇所の一部を対象事業実施区域に含めるものとし、生育箇所を保全する。 ・また、供用時に残存する生育箇所については、周辺樹木の伐採を最低限にするとともに、谷筋には適切な排水路を設け、水分、光などの条件を維持できるよう対策を行う。また、下草刈りなど樹林の手入れを行う。 ・ホンゴウソウについては上記の対策を行うものの、生育条件に不明な点が多いことから、工事前、工事実施時及び供用時にモニタリングを実施して、残存する株の生育状況を確認する。
動物	工事の実施	造成工事	<ul style="list-style-type: none"> ・フクロウについては、事業により分布状況の変化が予測されること、繁殖の有無が不明であることから、工事前、工事の実施時及び供用時にモニタリングを行ってその分布状況、繁殖状況を確認する。 ・ブッポウソウ、サンショウクイ、トラツグミについては、影響は小さいと考えられるものの繁殖状況等が不明であることから、供用時にモニタリングを行って生息・繁殖状況を確認する。 ・カスミサンショウウオ、イモリについては、移植後～供用後3年程度を目途に事後調査を実施する。供用後3年の段階でカスミサンショウウオの産卵状況を確認し、経過が良好であれば調査終了とする。カスミサンショウウオの産卵が見られない場合や少ない場合には、追加的に対策を検討・実施するとともに継続してモニタリングを行う。

表 2.1 (3) 評価書記載の環境保全措置

環境要素	影響要因	環境保全措置
動物	施設の稼働に伴う騒音、振動	<ul style="list-style-type: none"> ・プラント設備類を極力屋内に設置し、遮音対策に努める。また、屋外に設置する機器は、必要に応じて周辺の壁に吸音材を取り付けるなど、騒音を減少させる対策を行う。 ・給排気口、脱臭装置排気口等については、排気フード、消音ボックス等適切な防音対策を行う。 ・騒音レベルが高い一部の機器（誘引通風機及び排ガス再循環送風機）についてラギングによる対策、当該機器を設置する部屋の内壁に吸音材（グラスウール50mm）を取り付けるといった対策を講じる。 ・低騒音型の機器を採用する。 ・振動の発生するおそれのある設備機器は、防振装置等による防振対策を行う。 ・低振動型の機器を採用する。
	施設の稼働に伴う汚水	<ul style="list-style-type: none"> ・ごみピットや灰ピットは、堅固なコンクリート構造とし、汚水の地下浸透を防止する。 ・プラント系排水や洗車排水は場内で再利用することを基本とし、余剰水については、集落排水処理施設の受入基準を厳守のうえ、除害施設により必要な処理を行ったうえで生活系排水と合流させ、蔵田馬場集落排水処理施設に放流する。
	施設の稼働に伴うカラス類、衛生昆虫類	<ul style="list-style-type: none"> ・収集したごみは屋内で管理すると共に、収集車についても屋内で洗車することで、カラス類の誘因や衛生昆虫の発生を抑制する。
水生生物	施設の稼働に伴う汚水	<ul style="list-style-type: none"> ・ごみピットや灰ピットは、堅固なコンクリート構造とし、汚水の地下浸透を防止する。 ・プラント系排水や洗車排水は場内で再利用することを基本とし、余剰水については、集落排水処理施設の受入基準を厳守のうえ、除害施設により必要な処理を行ったうえで生活系排水と合流させ、蔵田馬場集落排水処理施設に放流する。
生態系	工事の実施 造成工事	<ul style="list-style-type: none"> ・フクロウの分布状況については、本事業の工事前、工事の実施時、供用時にモニタリングを行ってその分布状況、繁殖状況を確認する。
	施設の存在 施設の存在	<ul style="list-style-type: none"> ・残置森林より地ユノ谷と楮谷の間の斜面に連続して生物の移動経路を確保する。
景観	施設の存在・供用 主要な眺望景観の改変	<ul style="list-style-type: none"> ・計画施設は、周辺の景観と調和したデザインとする。 ・計画施設の外壁等の材質は、周辺の景観との調和に配慮した素材の活用に努める。 ・対象事業実施区域の外周部に新設緑地や残地森林を配置して周辺の樹林との連続性を確保する。

表 2.1 (4) 評価書記載の環境保全措置

環境要素	影響要因		環境保全措置
触れ合い活動の場	施設の存在・供用	廃棄物運搬車両等の走行	<ul style="list-style-type: none"> ・廃棄物運搬車両等の走行ルートについて運行管理を徹底し、可能な限り効率化・分散化を図る。
廃棄物等	施設の存在・供用	施設の供用	<ul style="list-style-type: none"> ・焼却残渣（焼却灰等）については、全量埋立てを基本とするが、最終処分場の情勢に応じて、焼却残渣の一部を再利用することを検討する。
温室効果ガス	施設の存在・供用	対象事業の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・排熱ボイラを設置して発電を行い、施設内の動力源として使用するほか、余剰電力は電力会社へ送電（売電）する。 ・対象事業実施区域内にはできる限り緑地を配置する。 ・施設の設備機器は省エネルギー型の採用に努める。 ・管理棟の照明や空調施設は省エネルギー型の採用に努める。

2.2 環境保全措置の実施状況・効果の不確実性

評価書記載の環境保全措置のうち、施設の供用後に関連する環境保全措置について、環境要素毎に実施状況を調査した。また、環境保全措置の効果及びその不確実性について、事後調査結果を踏まえて確認した。

2.2.1 大気質

大気質に係る環境保全措置（施設の存在・供用）の実施状況を表 2.2に示す。

調査の結果、全ての環境保全措置の実施が確認された。また、全ての環境保全措置は、その実施により環境保全の効果が期待できるものであり、効果の不確実性の程度はほとんどないことが確認された。

表 2.2 環境保全措置の実施状況（大気質）

影響要因	環境保全措置	環境保全措置の効果の不確実性	環境保全措置の実施状況
施設の存在・供用 廃棄物運搬車両等の走行	ごみ収集車両等の運行管理を行うことにより車両の集中を避ける。	なし	施設への廃棄物搬入記録を確認したところ、ごみ収集車両等の台数は、施設の廃棄物受入時間帯の中で分散が図られている。
	ごみ収集車両等の不要なアイドリングや空ぶかし、急発進・急加速等の高負荷運転の防止等、エコドライブを徹底するほか、運搬車両のハイブリッド化を推進する。	なし	施設に廃棄物を搬入する収集運搬事業者向けにごみ搬入ガイドを作成し、エコドライブの徹底を指導している。また、ごみ収集車両には、ハイブリッド車種のほか、クリーンディーゼル車も導入している。
	ごみ収集車両等の整備・点検を徹底する。	なし	ごみ収集車両について、始業前の整備・点検を徹底している。【実施状況 1】参照
施設の存在・供用 煙突排ガスの排出	排ガスは、最新の排ガス処理技術により、法規制よりも厳しい計画目標値を満足させて排出する。	なし	排ガス中の大気汚染物質濃度の測定結果は、全項目で計画目標値を満足している。
	排ガス処理設備として、ろ過式集じん器（バグフィルター）及び消石灰等のアルカリ剤を吹き込む有害ガス除去設備、触媒脱硝設備の採用を基本とする。	なし	排ガス処理設備には、ろ過式集じん器、消石灰と活性炭を使用する有害ガス除去設備及び触媒反応塔を採用している。
	燃焼温度、ガス滞留時間等について、関係法令等を遵守のうえダイオキシン類の発生を防止する条件を設定し、安定燃焼の確保に努めることによりダイオキシン類の発生を抑制するとともに、排ガス処理設備によりダイオキシン類を除去する。	なし	燃焼ガス温度は、関係法令に定められる温度を満足して維持している。また、排ガス中のダイオキシン類濃度も計画目標値を満足している。【実施状況 2】参照
	ごみ質の均一化を図り適正負荷による安定した燃焼を維持することで大気汚染物質の低減に努める。	なし	供用開始から施設に搬入された廃棄物のごみ質は、基準ごみのごみ質程度で推移している。
	各設備は、定期点検を実施し、常に正常な運転を行うように維持管理を徹底する。	なし	施設の各設備について、定期的に点検を実施しており、点検で設備に異常は確認されていない。
	排ガスの常時監視を行うとともに、定期的な調査を実施して計画目標値を超えないように適正な管理を実施する。	なし	施設では、排ガス中の大気汚染物質濃度を常時監視しており、測定結果は全項目で計画目標値を満足している。

2.2.2 騒音

騒音に係る環境保全措置（施設の存在・供用）の実施状況を表 2.3に示す。

調査の結果、全ての環境保全措置の実施が確認された。また、全ての環境保全措置は、その実施により環境保全の効果が期待できるものであり、効果の不確実性の程度はほとんどないことが確認された。

表 2.3 環境保全措置の実施状況（騒音）

影響要因	環境保全措置	環境保全措置の効果の不確実性	環境保全措置の実施状況
施設の存在・供用 廃棄物運搬車両等の走行	廃棄物運搬車両等の走行ルートを指定する。	なし	施設に廃棄物を搬入する収集運搬事業者向けにごみ搬入ガイドを作成し、廃棄物運搬車両の走行ルートを指定している。
	廃棄物運搬車両等の運行管理を行うことにより車両の集中を避ける。	なし	施設への廃棄物搬入記録を確認したところ、廃棄物運搬車両等の台数は、施設の廃棄物受入時間帯の中で分散が図られている。
	廃棄物運搬車両等の不要なアイドリングや空ぶかしをしないよう徹底するほか、運搬車両のハイブリッド化を推進する。	なし	施設に廃棄物を搬入する収集運搬事業者向けにごみ搬入ガイドを作成し、エコドライブの徹底を指導している。 また、ごみ収集車両には、ハイブリッド車種のほか、クリーンディーゼル車も導入している。
	廃棄物運搬車両等の整備、点検を徹底する。	なし	廃棄物運搬車両について、始業前の整備・点検を徹底している。 【実施状況1】参照
施設の存在・供用 計画施設の稼働	プラント設備類を極力屋内に設置し、遮音対策に努める。また、屋外に設置する機器は、必要に応じて周辺の壁に吸音材を取り付けるなど、騒音を減少させる対策を行う。	なし	施設の設備は、ほぼ全てを屋内に設置している。
	給排気口、脱臭装置排気口等については、排気フード、消音ボックス等適切な防音対策を行う。	なし	施設の給排気口には消音器を設置して騒音対策を図っている。 【実施状況3】参照
	騒音レベルが高い一部の機器（誘引通風機及び排ガス再循環送風機）についてラギングによる対策、当該機器を設置する部屋の内壁に吸音材（グラスウール 50mm）を取り付けるといった対策を講じる。	なし	大きな騒音を発生する機器は、騒音対策を施した区画内に設置している。
	低騒音型の機器を採用する。	なし	施設の設備機器には、原則低騒音型の機器を採用している。

2.2.3 振動

振動に係る環境保全措置（施設の存在・供用）の実施状況を表 2.4に示す。

調査の結果、全ての環境保全措置の実施が確認された。また、全ての環境保全措置は、その実施により環境保全の効果が期待できるものであり、効果の不確実性の程度はほとんどないことが確認された。

表 2.4 環境保全措置の実施状況（振動）

影響要因	環境保全措置	環境保全措置の効果の不確実性	環境保全措置の実施状況
施設の存在・供用	廃棄物運搬車両等の走行ルートを設定する。	なし	施設に廃棄物を搬入する収集運搬事業者向けにごみ搬入ガイドを作成し、廃棄物運搬車両の走行ルートを指定している。
	廃棄物運搬車両等の運行管理を行うことにより車両の集中を避ける。	なし	施設への廃棄物搬入記録を確認したところ、廃棄物運搬車両等の台数は、施設の廃棄物受入時間帯の中で分散が図られている。
廃棄物運搬車両等の走行	廃棄物運搬車両等の整備、点検を徹底する。	なし	廃棄物運搬車両について、始業前の整備・点検を徹底している。 【実施状況1】参照
施設の存在・供用	振動の発生するおそれのある設備機器は、防振装置等による防振対策を行う。	なし	大きな振動を発生する機器は、頑強な建築基礎上に据え付けを行い、振動対策を図っている。
計画施設の稼働	低振動型の機器を採用する。	なし	施設の設定備機器には、原則低振動型の機器を採用している。

2.2.4 悪臭

悪臭に係る環境保全措置（施設の存在・供用）の実施状況を表 2.5に示す。

調査の結果、全ての環境保全措置の実施が確認された。また、全ての環境保全措置は、その実施により環境保全の効果が期待できるものであり、効果の不確実性の程度はほとんどないことが確認された。

表 2.5 環境保全措置の実施状況（悪臭）

影響要因	環境保全措置	環境保全措置の効果の不確実性	環境保全措置の実施状況
施設の存在・供用	ごみピット内の空気を燃焼用空気として強制的に吸引し、ごみピット内を常に負圧に保ち、臭気が漏れないようにする。また、炉内では高温で熱分解し、脱臭する。	なし	ごみピット内の空気は押込送風機及び二次送風機により吸引し、焼却炉内に送気している。
	ごみピットには投入扉を設け、ごみ投入時以外は閉じておく。	なし	ごみピットの投入扉は、ごみ投入時を除き閉じて運用している。
計画施設の稼働	プラットホーム内の出入口にはエアカーテン及び自動扉を設置し、臭気の流出を防止する。	なし	プラットホームの出入口には、エアカーテン及び自動扉を設置し、臭気の流出を防止している。
	プラットホームは定期的に清掃し、悪臭の発生を防止する。	なし	プラットホームの投入扉付近には、清掃用具を設置し、定期的な清掃により悪臭防止を図っている。

2.2.5 水質

水質に係る環境保全措置（施設の存在・供用）の実施状況を表 2.6に示す。

調査の結果、全ての環境保全措置の実施が確認された。また、全ての環境保全措置は、その実施により環境保全の効果が期待できるものであり、効果の不確実性の程度はほとんどないことが確認された。

表 2.6 環境保全措置の実施状況（水質）

影響要因	環境保全措置	環境保全措置の 効果の不確実性	環境保全措置の実施状況
施設の存在・供用	ごみピットや灰ピットは、堅固なコンクリート構造とし、汚水の地下浸透を防止する。	なし	ごみピット及び灰ピットは水密鉄筋コンクリート造とし、躯体防水を講じている。
	ごみピット汚水は炉内で高温酸化処理する。	なし	ごみピット汚水は焼却炉内に送水し、高温酸化処理を行っている。
計画施設の稼働	プラント系排水や洗車排水は場内で再利用することを基本とし、余剰水については、集落排水処理施設の受入基準を厳守のうえ、除害施設により必要な処理を行ったうえで生活系排水と合流させ、蔵田馬場集落排水処理施設に放流する。	なし	プラント排水及び洗車排水は、可能な範囲で場内での再利用を基本としている。余剰水は生活排水と合流させ、放流基準を満足させた上で、農業集落排水処理施設に放流している。【実施状況 4】参照

2.2.6 土壌

土壌に係る環境保全措置（施設の存在・供用）の実施状況を表 2.7に示す。

調査の結果、全ての環境保全措置の実施が確認された。また、全ての環境保全措置は、その実施により環境保全の効果が期待できるものであり、効果の不確実性の程度はほとんどないことが確認された。

表 2.7 環境保全措置の実施状況（土壌）

影響要因	環境保全措置	環境保全措置の 効果の不確実性	環境保全措置の実施状況
施設の存在・供用 対象事業の実施	排ガスは、最新の排ガス処理技術により、法規制よりも厳しい計画目標値を満足させて排出する。	なし	排ガス中の大気汚染物質濃度の測定結果は、全項目で計画目標値を満足している。
	排ガス処理設備として、ろ過式集じん器（バグフィルター）及び消石灰等のアルカリ剤を吹き込む有害ガス除去設備、触媒脱硝設備の採用を基本とする。	なし	排ガス処理設備には、ろ過式集じん器、消石灰と活性炭を使用する有害ガス除去設備及び触媒反応塔を採用している。
	燃焼温度、ガス滞留時間等について、関係法令等を遵守のうえダイオキシン類の発生を防止する条件を設定し、安定燃焼の確保に努めることによりダイオキシン類の発生を抑制するとともに、排ガス処理設備によりダイオキシン類を除去する。	なし	燃焼ガス温度は、関係法令に定められる温度を満足して維持している。また、排ガス中のダイオキシン類濃度も計画目標値を満足している。 【実施状況 2】参照
	ごみ質の均一化を図り適正負荷による安定した燃焼を維持することで大気汚染物質の低減に努める。	なし	供用開始から施設に搬入された廃棄物のごみ質は、基準ごみのごみ質程度で推移している。
	各設備は、定期点検を実施し、常に正常な運転を行うように維持管理を徹底する。	なし	施設の各設備について、定期的に点検を実施しており、点検で設備に異常は確認されていない。
	排ガスの常時監視を行うとともに、定期的な調査を実施して計画目標値を超えないように適正な管理を実施する。	なし	施設では、排ガス中の大気汚染物質濃度を常時監視しており、測定結果は全項目で計画目標値を満足している。

2.2.7 植物

植物に係る環境保全措置（工事の実施）の実施状況を表 2.8に示す。

調査の結果、全ての環境保全措置の実施が確認された。植物の環境保全措置は、天候や動物による食害等の自然要因により、ホンゴウソウの生育状況が大きく異なることから不確実性が認められる。そのため、継続的な生育状況調査及び樹林管理作業の実施により、効果の確実性を担保している。

表 2.8 環境保全措置の実施状況（植物）

影響要因	環境保全措置	環境保全措置の効果の不確実性	環境保全措置の実施状況
工事の実施 造成工事	ホンゴウソウについては、事業による直接的な改変があるものの移植は困難な種であることから、残存する生育箇所の一部を対象事業実施区域に含めるものとし、生育箇所を保全する。	事業影響以外の自然要因により、確認株数が減少する可能性がある。	ホンゴウソウの生育箇所は、工事前から供用 1 年目の令和 5 年度まで、保全のための維持管理作業を継続して行ってきた。
	また、供用時に残存する生育箇所については、周辺樹木の伐採を最低限にするとともに、谷筋には適切な排水路を設け、水分、光などの条件を維持できるよう対策を行う。また、下草刈りなど樹林の手入れを行う。		ホンゴウソウの生育箇所は、工事前から供用 1 年目の令和 5 年度まで、保全のための維持管理作業を継続して行ってきた。
	ホンゴウソウについては上記の対策を行うものの、生育条件に不明な点が多いことから、工事前、工事実施時及び供用時にモニタリングを実施して、残存する株の生育状況を確認する。		ホンゴウソウ生育箇所において、令和 5 年度も生育状況を調査した。

2.2.8 動物

動物に係る環境保全措置（工事の実施、施設の存在・供用）の実施状況を表 2.9に示す。

調査の結果、全ての環境保全措置の実施が確認された。調査対象種の鳥類、猛禽類、両生類の生息状況は、縄張りの競合、天敵の出現、繁殖の成功もしくは失敗などの自然要因または偶発的要因に左右される。このことから、環境保全措置の効果には不確実性が認められる。そのため、継続的な生息状況調査の実施により、効果の確実性を担保している。

表 2.9 (1) 環境保全措置の実施状況 (動物)

影響要因	環境保全措置	環境保全措置の 効果の不確実性	環境保全措置の実施状況
工事の実施 造成工事	フクロウについては、事業により分布状況の変化が予測されること、繁殖の有無が不明であることから、工事前、工事の実施時及び供用時にモニタリングを行ってその分布状況、繁殖状況を確認する。	事業影響以外の自然要因により、生息及び繁殖が確認できない可能性がある。	フクロウの分布状況及び繁殖状況について、工事中から供用1年目の令和5年度まで、継続的に調査した。
	ブッポウソウ、サンショウクイ、トラツグミについては、影響は小さいと考えられるものの繁殖状況等が不明であることから、供用時にモニタリングを行って生息・繁殖状況を確認する。	事業影響以外の自然要因により、生息及び繁殖が確認できない可能性がある。	令和5～6年度(供用1～2年目)において、ブッポウソウ、サンショウクイ、トラツグミ及びオオタカの生息状況を調査した。
	カスミサンショウウオ、イモリについては、移殖後～供用後3年程度を目途に事後調査を実施する。供用後3年の段階でカスミサンショウウオの産卵状況を確認し、経過が良好であれば調査終了とする。カスミサンショウウオの産卵が見られない場合や少ない場合には、追加的に対策を検討・実施するとともに継続してモニタリングを行う。	事業影響以外の自然要因により、生息及び繁殖が確認できない可能性がある。	サンインサンショウウオ(カスミサンショウウオ)、イモリの分布状況及び繁殖状況について、工事中から供用3年目の令和7年度まで、継続的に調査した。

表 2.9 (2) 環境保全措置の実施状況 (動物)

影響要因	環境保全措置	環境保全措置の 効果の不確実性	環境保全措置の実施状況
施設の存在・供用 施設の稼働に伴う騒音、振動	プラント設備類を極力屋内に設置し、遮音対策に努める。また、屋外に設置する機器は、必要に応じて周辺の壁に吸音材を取り付けるなど、騒音を減少させる対策を行う。	なし	施設の設備は、ほぼ全てを屋内に設置している。
	給排気口、脱臭装置排気口等については、排気フード、消音ボックス等適切な防音対策を行う。	なし	施設の給排気口には消音器を設置して騒音対策を図っている。【実施状況3】参照
	騒音レベルが高い一部の機器(誘引通風機及び排ガス再循環送風機)についてラギングによる対策、当該機器を設置する部屋の内壁に吸音材(グラスウール50mm)を取り付けるといった対策を講じる。	なし	大きな騒音を発生する機器は、騒音対策を施した区画内に設置している。
	低騒音型の機器を採用する。	なし	施設の設備機器には、原則低騒音型の機器を採用している。
	振動の発生するおそれのある設備機器は、防振装置等による防振対策を行う。	なし	大きな振動を発生する機器は、頑強な建築基礎上に据え付けを行い、振動対策を図っている。
低振動型の機器を採用する。	なし	施設の設備機器には、原則低振動型の機器を採用している。	

表 2.9 (3) 環境保全措置の実施状況 (動物)

影響要因	環境保全措置	環境保全措置の効果の不確実性	環境保全措置の実施状況
施設の存在・供用	ごみピットや灰ピットは、堅固なコンクリート構造とし、汚水の地下浸透を防止する。	なし	ごみピット及び灰ピットは水密鉄筋コンクリート造とし、躯体防水を講じている。
施設の稼働に伴う汚水	プラント系排水や洗車排水は場内で再利用することを基本とし、余剰水については、集落排水処理施設の受入基準を厳守のうえ、除害施設により必要な処理を行ったうえで生活系排水と合流させ、蔵田馬場集落排水処理施設に放流する。	なし	プラント排水及び洗車排水は、可能な範囲で場内での再利用を基本としている。余剰水は生活排水と合流させ、放流基準を満足させた上で、農業集落排水処理施設に放流している。 【実施状況 4】 参照
施設の存在・供用 施設の稼働に伴うカラス類、衛生昆虫類	収集したごみは屋内で管理すると共に、収集車についても屋内で洗車することで、カラス類の誘因や衛生昆虫の発生を抑制する。	なし	施設に収集したごみは、屋内で管理している。 また、施設で使用している焼却灰運搬車両は、施設の建屋内にて洗車を行っている。 【実施状況 5】 参照

2.2.9 水生生物

水生生物に係る環境保全措置（施設の存在・供用）の実施状況を表 2.10に示す。

調査の結果、全ての環境保全措置の実施が確認された。また、全ての環境保全措置は、その実施により環境保全の効果が期待できるものであり、効果の不確実性の程度はほとんどないことが確認された。

表 2.10 環境保全措置の実施状況 (水生生物)

影響要因	環境保全措置	環境保全措置の効果の不確実性	環境保全措置の実施状況
施設の存在・供用	ごみピットや灰ピットは、堅固なコンクリート構造とし、汚水の地下浸透を防止する。	なし	ごみピット及び灰ピットは水密鉄筋コンクリート造とし、躯体防水を講じている。
施設の稼働に伴う汚水	プラント系排水や洗車排水は場内で再利用することを基本とし、余剰水については、集落排水処理施設の受入基準を厳守のうえ、除害施設により必要な処理を行ったうえで生活系排水と合流させ、蔵田馬場集落排水処理施設に放流する。	なし	プラント排水及び洗車排水は、可能な範囲で場内での再利用を基本としている。余剰水は生活排水と合流させ、放流基準を満足させた上で、農業集落排水処理施設に放流している。 【実施状況 4】 参照

2.2.10 生態系

生態系に係る環境保全措置（工事の実施、施設の存在・供用）の実施状況を表 2.11に示す。

フクロウ保全に係る環境保全措置は、工事中から供用1年目の令和5年度まで実施が確認された。効果の不確実性の程度を「2.2.8 動物」に示す。また、残置森林の連続性については、令和7年度の調査で、主に哺乳類の動物が、残置森林を移動経路として利用していることが確認された。

表 2.11 環境保全措置の実施状況（生態系）

影響要因	環境保全措置	環境保全措置の効果の不確実性	環境保全措置の実施状況
工事の実施 造成工事	フクロウの分布状況については、本事業の工事前、工事の実施時、供用時にモニタリングを行ってその分布状況、繁殖状況を確認する。	事業影響以外の自然要因により、生息及び繁殖が確認できない可能性がある。	フクロウの分布状況及び繁殖状況について、工事中から供用1年目の令和5年度まで、継続的に調査した。
施設の存在・供用 施設の存在	残置森林より地ユノ谷と楮谷の間の斜面に連続して生物の移動経路を確保する。	残置森林が必ずしも生物の移動に利用されない可能性が考えられる。	生物の移動経路として利用が想定される樹林地の連続性は、令和7年度に調査を実施した。

2.2.11 景観

景観に係る環境保全措置（施設の存在・供用）の実施状況を表 2.12に示す。なお、景観に係る環境保全措置の実施については、鳥取県公共事業景観形成指針との整合を基に判定した。

調査の結果、全ての環境保全措置の実施が確認された。また、全ての環境保全措置は、その実施により環境保全の効果が期待できるものであり、効果の不確実性の程度はほとんどないことが確認された。

表 2.12 環境保全措置の実施状況（景観）

影響要因	環境保全措置	環境保全措置の効果の不確実性	環境保全措置の実施状況
施設の存在・供用 主要な眺望 景観の改変	計画施設は、周辺の景観と調和したデザインとする。	なし	施設は、全体としてまとまりのある形態及び意匠となっており、周辺の景観と調和している。
	計画施設の外壁等の材質は、周辺の景観との調和に配慮した素材の活用に努める。	なし	施設の外壁には、周辺の景観との調和に配慮した素材を使用している。
	対象事業実施区域の外周部に新設緑地や残地森林を配置して周辺の樹林との連続性を確保する。	なし	対象事業実施区域の外周部に新設緑地や残地森林を配置して周辺の樹林との連続性を確保した。

2.2.12 触れ合い活動の場

触れ合い活動の場に係る環境保全措置（施設の存在・供用）の実施状況を表 2.13に示す。

調査の結果、全ての環境保全措置の実施が確認された。また、全ての環境保全措置は、その実施により環境保全の効果が期待できるものであり、効果の不確実性の程度はほとんどないことが確認された。

表 2.13 環境保全措置の実施状況（触れ合い活動の場）

影響要因	環境保全措置	環境保全措置の 効果の不確実性	環境保全措置の実施状況
施設の存在・供用 廃棄物運搬車 等について運行 管理を徹底し、 可能な限り効率 化・分散化を図 る。	廃棄物運搬車両等の走行ルートについて運行管理を徹底し、可能な限り効率化・分散化を図る。	なし	施設に廃棄物を搬入する収集運搬事業者向けにごみ搬入ガイドを作成し、廃棄物運搬車両の走行ルートを指定している。また、廃棄物運搬車両等の台数は、施設の廃棄物受入時間帯の中で分散が図られている。

2.2.13 廃棄物等

廃棄物等に係る環境保全措置（施設の存在・供用）の実施状況を表 2.14に示す。

調査の結果、全ての環境保全措置の実施が確認された。また、全ての環境保全措置は、その実施により環境保全の効果が期待できるものであり、効果の不確実性の程度はほとんどないことが確認された。

表 2.14 環境保全措置の実施状況（廃棄物等）

影響要因	環境保全措置	環境保全措置の 効果の不確実性	環境保全措置の実施状況
施設の存在・供用 施設の供用	焼却残渣（焼却灰等）については、全量埋立てを基本とするが、最終処分場の情勢に応じて、焼却残渣の一部を再利用することを検討する。	なし	施設で発生する焼却灰等の焼却残渣は、最終処分場（東部環境クリーンセンター）に搬出し、全量埋立てを行っている。

2.2.14 温室効果ガス

温室効果ガスに係る環境保全措置（施設の存在・供用）の実施状況を表 2.15に示す。

調査の結果、全ての環境保全措置の実施が確認された。また、全ての環境保全措置は、その実施により環境保全の効果が期待できるものであり、効果の不確実性の程度はほとんどないことが確認された。

表 2.15 環境保全措置の実施状況（温室効果ガス）

影響要因	環境保全措置	環境保全措置の 効果の不確実性	環境保全措置の実施状況
施設の存在・供用	排熱ボイラを設置して発電を行い、施設内の動力源として使用するほか、余剰電力は電力会社へ送電（売電）する。	なし	施設に排熱ボイラを設置して発電を行っており、施設内の動力源として使用するほか、余剰電力は電力会社に売電している。
	対象事業実施区域内にはできる限り緑地を配置する。	なし	対象事業実施区域内には、可能な限り緑地を配置した。
対象事業の実施	施設の設備機器は省エネルギー型の採用に努める。	なし	施設の設備機器には、可能な限り省エネルギー型の機器を採用した。
	管理棟の照明や空調施設は省エネルギー型の採用に努める。	なし	管理棟の照明や空調機器には、可能な限り省エネルギー型の機器を採用した。

【実施状況1】

始業前車両点検月報(2025年10月)

日付		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31
点検者		水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金
点検項目	給油量	29.0	28.0			30.0	34.0			30.0	27.0			41.0		94.0	30.0			35.0	26.0			30.0	28.0			30.0			30.0	
	【1 ブレーキ】	(1)ブレーキペダルの踏みしるが適当で、ブレーキのききが十分であり、かつ、片ききがないこと。	○	○	○		○	○		○	○			○	○	○	○			○	○			○	○			○	○		○	
	(2)ブレーキの液量が十分であること。	○	○	○		○	○		○	○			○	○	○	○			○	○			○	○			○	○		○		
	(3)空気圧力の上がり具合が不良でないこと。	○	○	○		○	○		○	○			○	○	○	○			○	○			○	○			○	○		○		
	(4)ブレーキペダルを踏み込んで放した場合にブレーキバルブからの排気音が正常であること。	○	○	○		○	○		○	○			○	○	○	○			○	○			○	○			○	○		○		
	(5)駐車ブレーキレバーの引きしるが適当であること。	○	○	○		○	○		○	○			○	○	○	○			○	○			○	○			○	○		○		
	【2 タイヤ】	(1)タイヤの空気圧が適当であること。	○	○	○		○	○		○	○			○	○	○	○			○	○			○	○			○	○		○	
	(2)亀裂及び破損および異常な摩耗がないこと。	○	○	○		○	○		○	○			○	○	○	○			○	○			○	○			○	○		○		
	(3)ホイールナットのゆるみがないこと。	○	○	○		○	○		○	○			○	○	○	○			○	○			○	○			○	○		○		
	(4)金風片、石その他の遺物がないこと。	○	○	○		○	○		○	○			○	○	○	○			○	○			○	○			○	○		○		
	【3 燈火装置及び方向指示器】	点検具合が不良でなく、かつ、汚れ及び破損がないこと。	○	○	○		○	○		○	○			○	○	○			○	○			○	○			○	○		○		
	【4 後视镜及び反射鏡】	写影が不良でないこと。	○	○	○		○	○		○	○			○	○	○			○	○			○	○			○	○		○		
	【5 反射鏡及び自動車登録番号標又は車両番号標】	汚れ及び破損がないこと。	○	○	○		○	○		○	○			○	○	○			○	○			○	○			○	○		○		
【6 エア・タンク】	(1)エア・タンクに凝水がないこと。	○	○	○		○	○		○	○			○	○	○			○	○			○	○			○	○		○			
(2)空気圧力が適当であること。	○	○	○		○	○		○	○			○	○	○	○			○	○			○	○			○	○		○			
【7 前日の運行において異常が認められた箇所】	当該箇所に異常がないこと。	○	○	○		○	○		○	○			○	○	○			○	○			○	○			○	○		○			
【8 洗車】	洗車をしたか。																															
【9 オイル】	エンジンオイル ブレーキオイル																															
【10 作動確認】	回転板・押込み板、昇降、展開、格納、(スライダカバー・ゲートロック)	○	○	○		○	○		○	○			○	○	○			○	○			○	○			○	○		○			
【11 状態確認】	本体の亀裂、破損、変形、腐食	○	○	○		○	○		○	○			○	○	○			○	○			○	○			○	○		○			
【12 油圧配管、油圧ホース、油圧シリンダ、作動油タンク】	亀裂、損傷、腐食、劣化、油漏れ	○	○	○		○	○		○	○			○	○	○			○	○			○	○			○	○		○			
【13 スイッチ、電気】	メインスイッチの損傷、機能確認、操作スイッチの損傷、緊急停止装置の作動確認	○	○	○		○	○		○	○			○	○	○			○	○			○	○			○	○		○			
備考																																
凡例		○:良 ×:不良																														

【実施状況2】

リンピアいなば 維持管理記録(令和7年度(2025年度))

1 一般廃棄物の種類及び焼却量

可燃ごみ	1号炉焼却量 (t)	2号炉焼却量 (t)	合計	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	年度計
				3,297.29	3,600.64	1,626.58	0.00	2,924.28	3,331.98	3,439.81	1,264.02	1,338.90	1,562.98	1,089.04	3,413.56	26,889.08
2,224.98	252.43	3,314.38	3,412.54	2,651.93	0.00	253.71	3,370.68	3,516.22	3,467.29	5.69	2,390.17	24,860.02				
5,522.27	3,853.07	4,940.96	3,412.54	5,576.21	3,331.98	3,693.52	4,634.70	4,855.12	5,030.27	1,094.73	5,803.73	51,749.10				

2 排ガス測定結果

【1号炉】		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
ばい煙測定	排ガス採取年月日	4月9日	5月12日	6月5日	7月2日	8月8日	9月5日	10月30日	11月2日	12月17日	1月14日	2月17日	3月3日
	測定結果の得られた年月日	4月9日	5月12日	6月5日	7月2日	8月8日	9月5日	10月30日	11月2日	12月17日	1月14日	2月17日	3月3日
	硫酸酸化物 (mN/h)	0.17	0.17	0.16	0.17	0.17	0.057	0.057	0.023	0.023	0.023	0.023	0.15
	ばいじん (g/mN)	<0.001	<0.001	0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	0.001
	窒素酸化物 (ppm)	26	23	23	29	29	29	29	28	28	28	28	27
ダイオキシン類測定	排ガス採取年月日	4月9日	5月12日	6月5日	7月2日	8月8日	9月5日	10月30日	11月2日	12月17日	1月14日	2月17日	3月3日
	測定結果の得られた年月日	4月9日	5月12日	6月5日	7月2日	8月8日	9月5日	10月30日	11月2日	12月17日	1月14日	2月17日	3月3日
	ダイオキシン類 (ng-TEQ/mN)	0.0018	0.0018	0.010	0.010	0.0051	0.0051	0.0047	0.0047	0.0047	0.0047	0.0047	0.001
水銀測定	排ガス採取年月日	4月9日	5月12日	6月5日	7月2日	8月8日	9月5日	10月30日	11月2日	12月17日	1月14日	2月17日	3月3日
	測定結果の得られた年月日	4月9日	5月12日	6月5日	7月2日	8月8日	9月5日	10月30日	11月2日	12月17日	1月14日	2月17日	3月3日
水銀 (mg/mN)	0.00026	0.00026	0.00052	0.00052	0.00036	0.00036	0.00036	0.00036	0.00036	0.00036	0.00036	0.00036	0.00036

※揮発ガス採取口より採取

【2号炉】		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
ばい煙測定	排ガス採取年月日	4月10日	5月12日	6月6日	7月2日	8月7日	9月5日	10月31日	11月2日	12月8日	1月15日	2月17日	3月3日
	測定結果の得られた年月日	4月10日	5月12日	6月6日	7月2日	8月7日	9月5日	10月31日	11月2日	12月8日	1月15日	2月17日	3月3日
	硫酸酸化物 (mN/h)	0.13	0.13	0.13	0.10	0.16	0.16	0.093	0.093	0.022	0.022	0.022	0.15
	ばいじん (g/mN)	<0.001	<0.001	0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	0.001
	窒素酸化物 (ppm)	27	24	24	29	29	29	29	28	28	28	28	27
ダイオキシン類測定	排ガス採取年月日	4月10日	5月12日	6月6日	7月2日	8月7日	9月5日	10月31日	11月2日	12月8日	1月15日	2月17日	3月3日
	測定結果の得られた年月日	4月10日	5月12日	6月6日	7月2日	8月7日	9月5日	10月31日	11月2日	12月8日	1月15日	2月17日	3月3日
	ダイオキシン類 (ng-TEQ/mN)	0.006	0.006	0.0097	0.0097	0.027	0.027	0.018	0.018	0.018	0.018	0.018	0.001
水銀測定	排ガス採取年月日	4月10日	5月12日	6月6日	7月2日	8月7日	9月5日	10月31日	11月2日	12月8日	1月15日	2月17日	3月3日
	測定結果の得られた年月日	4月10日	5月12日	6月6日	7月2日	8月7日	9月5日	10月31日	11月2日	12月8日	1月15日	2月17日	3月3日
水銀 (mg/mN)	0.00021	0.00021	0.001	0.001	0.00037	0.00037	0.00037	0.00037	0.00037	0.00037	0.00037	0.00037	0.00037

※揮発ガス採取口より採取

3 炉内の燃焼温度等

【1号炉】		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
燃焼室中の燃焼ガス平均温度 (°C)	934	912	946	923	926	931	950	924	934	881	923		
集塵機に流入する燃焼ガス平均温度 (°C)	187	188	183	186	190	189	187	186	185	188	187		
排ガス中の一酸化炭素濃度 (ppm)	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3		

※1 表示した温度は、炉の立上げ、立下げ時を除いた平均値 ※2 一酸化炭素濃度は、連続測定時の平均値 ※7月は稼働なし

【2号炉】		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
燃焼室中の燃焼ガス平均温度 (°C)	931	885	900	889	881	897	908	915	916	904			
集塵機に流入する燃焼ガス平均温度 (°C)	186	184	187	190	188	184	189	189	191	184			
排ガス中の一酸化炭素濃度 (ppm)	3	3	3	3	2	3	3	3	2	3			

※1 表示した温度は、炉の立上げ、立下げ時を除いた平均値 ※2 一酸化炭素濃度は、連続測定時の平均値 ※9月は稼働なし ※2月は稼働なし ※3月は稼働なし ※3月は稼働なし ※3月は稼働なし ※3月は稼働なし ※3月は稼働なし

4 冷却設備及び排ガス処理設備に堆積したばいじんの除去

1号炉、2号炉ともにばいじんの除去を施設稼働中は常時実施している。

出典：「リンピアいなば維持管理記録(令和7年度(2025年度))」(令和8年4月、鳥取県東部広域行政管理組合)

【実施状況 3】



撮影日：令和5年4月28日

【実施状況 4】

表 1-4-7 放流基準

種 類	単位	許容限度	種 類	単位	許容限度
温度	℃	45 未満	四塩化炭素	mg/L	0.02 以下
アンモニア性窒素、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素	mg/L	380 未満	1・2-ジクロロエタン	mg/L	0.04 以下
水素イオン濃度	pH	5~9	1・1-ジクロロエチレン	mg/L	1 以下
生物化学的酸素要求量	mg/L	600 未満	シス-1・2-ジクロロエチレン	mg/L	0.4 以下
浮遊物質量	mg/L	600 未満	1・1・1-トリクロロエタン	mg/L	3 以下
ノルマルキサン抽出物質(鉱油類含有量)	mg/L	5 以下	1・1・2-トリクロロエタン	mg/L	0.06 以下
ノルマルキサン抽出物質(動植物油類含有量)	mg/L	30 以下	1・3-ジクロロプロペン	mg/L	0.02 以下
よう素消費量	mg/L	220 未満	チウラム	mg/L	0.06 以下
カドミウム及びその化合物	mg/L	0.03 以下	シマジン	mg/L	0.03 以下
シアン化合物	mg/L	1 以下	チオベンカルブ	mg/L	0.2 以下
有機リン化合物	mg/L	1 以下	ベンゼン	mg/L	0.1 以下
鉛及びその化合物	mg/L	0.1 以下	セレン及びその化合物	mg/L	0.1 以下
六価クロム化合物	mg/L	0.5 以下	ほう素及びその化合物	mg/L	10 以下
ひ素及びその化合物	mg/L	0.1 以下	ふっ素及びその化合物	mg/L	8 以下
水銀及びアルキル水銀その他水銀化合物	mg/L	0.005 以下	フェノール類	mg/L	5 以下
アルキル水銀	mg/L	検出されないこと	銅及びその化合物	mg/L	3 以下
PCB	mg/L	0.003 以下	亜鉛及びその化合物	mg/L	2 以下
トリクロロエチレン	mg/L	0.1 以下	鉄及びその化合物(溶解性)	mg/L	10 以下
テトラクロロエチレン	mg/L	0.1 以下	マンガン及びその化合物(溶解性)	mg/L	10 以下
ジクロロメタン	mg/L	0.2 以下	クロム及びその化合物	mg/L	2 以下
1,4-ジオキサン	mg/L	0.5 以下	ダイオキシン類	pg-TEQ/L	10 以下

出典：「可燃物処理施設建設工事 実施設計図書」（鳥取県東部広域行政管理組合）

【実施状況 5】



撮影日：令和5年4月28日